

令和4年9月 16 日

【照会先】

人材開発統括官

若年者・キャリア形成支援担当参事官室

参事官 谷口 正範

室長補佐 佐藤 雅文

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5333)

(直通電話) 03(3597)0331

報道関係者 各位

令和4年3月新卒者内定取消し等の状況を公表します

～ 27事業所で50人が内定取消し～

厚生労働省は、このほど、令和4年3月に大学や高等学校などを卒業して就職を予定していた人のうち、内定取消しとなったり、入職（入社）時期が延期（繰下げ）となった人の状況（令和4年8月末現在）を取りまとめました。

新卒者を雇い入れようとする事業主等は、内定の取消しや入職時期の繰下げを行う場合、ハローワークに通知する必要があり、今回の取りまとめはそれらの通知内容を集計したものです。

その結果、内定取消しを行った事業所は27事業所、内定取消しとなった新卒者は50人でした。

なお、内定取消しが「事業活動縮小を余儀なくされているとは明らかに認められない」などの場合に、求職活動をする学生の適切な職業選択に役立つよう、事業所名を公表できることになっています。しかし、令和4年3月新卒者に係る内定取消しについては、公表対象となる事業所はありませんでした（事業所名公表の詳細についてはP4を参照）。

【採用内定取消し状況】 *各数値は令和4年8月末現在のもの

令和4年3月新卒者の内定取消し 27 (8) 事業所・50 (29) 人

[参考] 令和3年3月新卒者の内定取消し 37 (25) 事業所・136 (124) 人

【入職時期繰下げ状況】

令和4年3月新卒者には該当がありませんでした。

[参考] 令和3年3月新卒者の入職時繰下げ 16 (11) 事業所・159 (154) 人

※ () 内の数値は、主として新型コロナウイルス感染症の影響によると考えられるもの

令和4年3月新卒者 採用内定取消し等の状況（令和4年8月末現在）

※ 以下の各表中（ ）内の数値は、主として新型コロナウイルス感染症の影響によると考えられるもの

【採用内定取消し状況】

（学校種別）

	事業所数	人数
合計	27 (8) (※1)	50 (29)
中学生	0	0
高校生	18 (5)	25 (10)
大学生等 (※2)	10 (4)	25 (19)

（※1）同一事業主が異なる学校種で取消しを行っている事例があるため、合計の事業所数と学校種別の内訳の合計は一致しない。

（※2）大学生等とは、大学生、短期大学生、専修学校生等をいう。

（産業別）

	事業所数	人数
合計	27 (8)	50 (29)
農、林、漁業	2 (2)	3 (3)
鉱、採石、砂利採取業	1	1
建設業	5 (1)	6 (1)
製造業	5 (2)	6 (3)
電気、ガス、熱供給、水道業	1	1
情報通信業	0	0
運輸、郵便業	0	0
卸売、小売業	2 (1)	15 (14)
金融、保険業	0	0
不動産、物品賃貸業	0	0
学術研究、専門、技術サービス業	0	0
宿泊、飲食サービス業	1	1
生活関連サービス、娯楽業	1	1
教育、学習支援業	1 (1)	3 (3)
医療、福祉	8 (1)	13 (5)
複合サービス事業	0	0
その他サービス業	0	0
公務	0	0

（企業規模別）

	事業所数	人数
合計	27 (8)	50 (29)
300人以上	4 (1)	17 (14)
100～299人	3	4
99人以下	20 (7)	29 (15)

(地域別)

	事業所数	人数
合計	27 (8)	50 (29)
北海道	2	2
東北	3 (2)	9 (8)
南関東	7 (3)	22 (18)
北関東・甲信	1 (1)	1 (1)
北陸	1	1
東海	7 (2)	8 (2)
近畿	3	3
中国	1	1
四国	0	0
九州	2	3

※ 地域区分は次のとおり

- ① 北海道（北海道）
- ② 東北（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）
- ③ 南関東（埼玉、千葉、東京、神奈川）
- ④ 北関東・甲信（茨城、栃木、群馬、山梨、長野）
- ⑤ 北陸（新潟、富山、石川、福井）
- ⑥ 東海（岐阜、静岡、愛知、三重）
- ⑦ 近畿（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）
- ⑧ 中国（鳥取、島根、岡山、広島、山口）
- ⑨ 四国（徳島、香川、愛媛、高知）
- ⑩ 九州（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

(取消し理由別)

	事業所数	人数
合計	27 (8)	50 (29)
企業倒産	2 (2)	19 (19)
経営の悪化	9 (6)	13 (10)
別会社移行	2	3
その他	14	15

【採用内定取消しを受けた学生生徒の就職状況等】

	人数
合計	50 (29)
就職済み	41 (26)
就職活動中	0
その他	2
不明	7 (3)

(参考)

新規学校卒業者の採用内定取消し件数の推移

	事業所数	合計(人数)	採用内定取消し件数		
			中学生	高校生	大学生等
平成 21 年3月卒	447	2,143	1	381	1,761
平成 22 年3月卒	63	163	1	64	98
平成 23 年3月卒	196(143)	598(469)	0	338	260
平成 24 年3月卒	53	101	0	63	38
平成 25 年3月卒	39	76	0	34	42
平成 26 年3月卒	31	54	0	30	24
平成 27 年3月卒	29	60	0	36	24
平成 28 年3月卒	32	82	0	40	42
平成 29 年3月卒	24	86	0	20	66
平成 30 年3月卒	22	73	0	29	44
平成 31 年3月卒	23	35	0	19	16
令和2年3月卒	82(52)	211(140)	0	44(23)	167(117)
令和3年3月卒	37(25)	136(124)	0	20(13)	116(111)
令和4年3月卒	27(8)	50(29)	0	25(10)	25(19)

※ 平成 23 年3月卒の()内の数値は、震災の影響によるもの

※ 令和2年3月卒、令和3年3月卒、令和4年3月卒の()内の数値は、主として新型コロナウイルス感染症の影響によると考えられるもの

※ 大学生等とは、大学生、短期大学生、専修学校生等をいう。

(参考)

事業主等は、新規学卒者の内定を取り消す等の場合には、あらかじめ、公共職業安定所に通知することとされています。

- 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）（抄）
第三十五条（略）
2 学校(小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。))及び幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。))を除く。)、専修学校、職業能力開発促進法第十五条の七第一項各号に掲げる施設又は職業能力開発総合大学校(以下この条において「施設」と総称する。)を新たに卒業しようとする者(以下この項において「新規学卒者」という。)を雇い入れようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、公共職業安定所及び施設の長(業務分担学校長及び法第三十三条の二第一項の規定により届出をして職業紹介事業を行う者に限る。)に人材開発統括官が定める様式によりその旨を通知するものとする。
一 (略)
二 新規学卒者の卒業後当該新規学卒者を労働させ、賃金を支払う旨を約し、又は通知した後、当該新規学卒者が就業を開始することを予定する日までの間(次号において「内定期間」という。)に、これを取り消し、又は撤回するとき。
三 新規学卒者について内定期間を延長しようとするとき。

また、厚生労働大臣は、事業主等の通知の内容が、次に掲げるいずれかに該当する場合には、学生生徒等の適切な職業選択に役立つよう、その通知の内容を公表することができるとされています。

【厚生労働大臣が事業所名を公表できる要件】

- (1) 2年度以上連続して行われたもの
- (2) 同一年度内に10名以上の者に対して行われたもの
- (3) 事業活動の縮小を余儀なくされているものとは明らかに認められないとき
- (4) 内定取消しの対象となった新規学卒者に対して、内定取消しを行わざるを得ない理由について十分な説明を行わなかったとき
- (5) 内定取消しの対象となった新規学卒者の就職先の確保に向けた支援を行わなかったとき

- 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）（抄）
第十七条の四 厚生労働大臣は、第三十五条第三項の規定により報告された同条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による取り消し、又は撤回する旨の通知の内容（当該取消し又は撤回の対象となった者の責めに帰すべき理由によるものを除く。）が、厚生労働大臣が定める場合に該当するとき（倒産（雇用保険法第二十三条第二項第一号に規定する倒産をいう。）により第三十五条第二項に規定する新規学卒者に係る翌年度の募集又は採用が行われないことが確実な場合を除く。）は、学生生徒等の適切な職業選択に資するよう学生生徒等に当該報告の内容を提供するため、当該内容を公表することができる。

- 職業安定法施行規則第十七条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合（平成二十一年厚生労働省告示第五号）（抄）
職業安定法施行規則第十七条の四第一項の厚生労働大臣が定める場合は、同令第三十五条第三項の規定により報告された同条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による取り消し、又は撤回する旨の通知の内容が、次のいずれかに該当する場合とする。
一 二年度以上連続して行われたもの
二 同一年度内において十名以上の者に対して行われたもの（職業安定法施行規則第三十五条第三項の規定により報告された取消し又は撤回（以下「内定取消し」という。）の対象となった新規学卒者の安定した雇用を確保するための措置を講じ、これらの者の安定した雇用を速やかに確保した場合を除く。）
三 生産量その他事業活動を示す最近の指標、雇用者数その他雇用量を示す最近の指標等にかんがみ、事業活動の縮小を余儀なくされているものとは明らかに認められないときに、行われたもの
四 前三号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する事実が確認されたもの
イ 内定取消しの対象となった新規学卒者に対して、内定取消しを行わざるを得ない理由について十分な説明を行わなかったとき。
ロ 内定取消しの対象となった新規学卒者の就職先の確保に向けた支援を行わなかったとき。